

学生自治会所属団体
指導者・代表者 各位

理事長 荒 川 裕 生
学 長 大 森 義 行

10 月 15 日以降の課外活動の取扱いについて

標記について、道の「秋の再拡大防止特別対策」における札幌市の重点地域が解除されることに伴い、10 月 15 日以降の課外活動については、以下のとおりとすることを決定しましたのでお知らせします。

道及び札幌市においても新規感染者は減少傾向にありますが、引き続き感染対策を徹底し、節度ある行動を心がけるようお願いいたします。

< 遵守事項 >

- 1 基本的な感染対策（換気、密回避、不織布マスク着用、消毒、黙食等）を再徹底すること
- 2 感染リスクを回避すること
 - (1) 通学や生活・健康の維持のために必要な場合を除き、外出しない。
 - (2) 人数に関わらず、同居していない人との飲食は控える。
 - (3) 市外との往来は控える。やむを得ない場合は、時期や移動手段等、慎重な判断を行う。
- 3 アルバイトの業種選択等は慎重に行うこと
 - (1) 行政からの要請に従っている店舗・事業所である。
 - (2) 感染対策がしっかりと講じられている店舗・事業所である。
 - (3) 接待を伴う飲食店でのアルバイトはできる限り行わない。

< 課外活動の取扱いについて >

10 月 15 日（金）以降

[通常活動]

- ・「各クラブにおける行動・活動ガイドライン」及び「行動履歴及び健康に関する管理シート」が提出されていることを条件に、Phase4 での活動を認める。
ただし、感染防止対策は引き続き徹底し、練習前後の会食等感染リスクの高い活動は自粛すること。

[公式大会]

- ・10 日間以上前に学生課に申請し、許可を得ること。
- ・参加前後に PCR 検査を行うこと。
- ・可能な限り、宿泊をしないこと。やむを得ない場合は、個室の手配をするなど感染対策を徹底すること。

[練習試合・合同練習・学生募集に関わるトライアウト]

- ・学生課に実施計画を以って確認をすること。

[合宿]

- ・当面の間、認めない。

※ガイドラインが遵守されていない場合は、一定期間活動停止となることがあります。